

家畜保健衛生だより

令和6年度 第2号

連休期間における家畜防疫対策の徹底をお願いします！

高病原性鳥インフルエンザについては、昨年11月25日以降、9県10事例が確認されており、4月に入っても国内の野鳥における本病ウイルスの検出事例が散見されており、依然として警戒が必要です。

豚熱については、北海道及び九州を除いて、野生いのししにおいて広く浸潤しており、県内でも依然として各地でいのしし感染事例が確認されています。また、昨年8月の佐賀県の事例では、野生いのししの感染が見つからない地域における発生であったことから、人又は物によって同病が伝播したことが疑われました。これらのことから、いずれの地域においても、農場における飼養衛生管理の徹底を基本とした上で、ワクチン接種推奨地域における適時・適切なワクチン接種の励行・野生いのしし対策の強化を図ることが重要となっています。

アフリカ豚熱や口蹄疫については、中国、韓国等の近隣国を含むアジア地域に広く浸潤しています。インバウンドが回復しアジア地域からの入国者は一層増加しており、我が国が輸入を禁止している肉製品等を含む入国者の携帯品や国際郵便物等を介して、これらの疾病が侵入するリスクは非常に高まっています。さらに、日本との往来の多い韓国の釜山広域市において、昨年12月以降、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の感染が続発するなど、同病に対する警戒レベルが高まっています。

自分の農場を守るためには、農場内への病原体侵入防止対策など、一層の緊張感をもって防疫対策にあたることが重要です。

～畜産農場および関係者の皆様へ 次の点にご留意ください～

農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見

- アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への不要不急の渡航の自粛をお願いします。
- 外国人従業員を受け入れている方は日本への持ち込みが禁止されている肉製品等が海外からの携帯品、国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう周知の徹底をお願いします。また、動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は動物検疫所に連絡をお願いします。
- 飼養衛生管理基準に基づく病原体の侵入防止対策の徹底をお願いします。
- 特定症状を呈している家畜またはその死体を発見したときは、管轄する家畜保健衛生所に速やかに届出をお願いします。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679

【豚熱の症状】⇒ 豚・いのしし

特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です！

発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

重症例は後軀麻痺・運動失調・四肢の激しい痙縮などの神経症状、皮下出血による紫斑(耳翼、尾、腹部、内股部)を呈し死亡。

写真出典: 岐阜県

【農林水産省のホームページから引用】

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状】⇒ 鶏・あひる

うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した

死亡率の2倍以上となった場合(ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない)。

- 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合も連絡を！
- ・ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
 - ・ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡又はうずくまっている場合

【口蹄疫の特定症状】⇒ 牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのしし

次の1～3のいずれかの症状を呈していること(鹿の場合、1では①・③に該当すること)。

1 次のいずれにも該当すること。

- ① 39.0 度以上の発熱があること。
- ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。
- ③ 口腔内等(※1)に水疱等(※2)があること。

2 同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕(外傷に起因するものを除く)